

障害者訪問入浴サービス事業運営規程（飛騨市委託事業）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人吉城福祉会が開設する吉城訪問入浴介護やすらぎ（以下「事業所」という。）が飛騨市との委託契約に基づき行う訪問入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある障害者等に対し、適正な訪問入浴介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴または清拭、部分浴等の介助を行うことにより、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るための援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、飛騨市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 吉城訪問入浴介護やすらぎ
- （2） 所在地 飛騨市古川町下気多990番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（非常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、その業務に支障のない限りにおいて他の業務と兼務することができる。

- （2） 看護職員 1名以上

看護職員は、主治医及び協力医療機関と連携し、利用者の身体情報を収集把握し、利用者の健康状態の観察及び看護業務を行う。

- （3） 介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日の内3日以内とする。ただし、国民の祝日及び、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により、連絡が可能な体制とし、上記営業日・営業時間外でも別途対応可能とする。

(訪問入浴介護の提供方法)

第6条 飛騨市からの依頼により訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

- 2 サービス等利用計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問入浴介護を提供する。
- 3 利用者がサービス等利用計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る関係者への連絡、その他の必要な援助を行う。
- 4 訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る関係者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 5 訪問入浴介護の提供にあたっては、市その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
- 6 訪問入浴介護の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る他の関連機関に情報の提供及び保健医療サービスを提供するものと密接な関係に努める。
- 7 正当な理由なく訪問入浴介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な訪問入浴介護の提供が困難と認めた場合は、他の事業者の紹介など、必要な措置を講じる。
- 8 訪問入浴介護の提供を求められた場合には、飛騨市に確認の上、飛騨市の意見に従いサービス提供をするものとする。

(指定訪問介護の内容)

第7条 訪問入浴介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴介助
- (2) 清拭または部分浴
- 2 訪問入浴介護の提供に当たっては、個別支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 3 訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 4 訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 6 看護職員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問入浴介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別支援計画を作成する。
- 7 前項の訪問入浴介護計画は、既にサービス等利用計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 8 看護職員は、第6項の個別支援計画を作成した際には、利用者またはその家族にその内容を説明する。
- 9 看護職員は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。なお第6項から第8項までの規定は、個別支援計画の変更について準用する。

(訪問入浴介護の利用料)

第8条 訪問入浴介護を利用した場合の利用料の額は、飛騨市が定める基準によるものとする。

- 2 第1項の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 第1項の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 4 訪問入浴介護を提供した際には、当該訪問入浴介護の提供日時及び内容、サービスの利用額、その他必要な事項を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、飛騨市の区域とする。

(事故発生や緊急時における対応方法)

第10条 利用者への事故、利用者の状態が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 性的な嫌がらせをすること。
 - (9) 当該利用者を無視すること。
 - (10) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。
- 3 提供した外出支援に関し、法の規定により保険者が行う文書などの提出や提示の求め、当該保険者の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査にも協力する。保険者から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（身体拘束の禁止）

- 第12条 事業者は外出支援の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 訪問入浴介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、従業者の業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用1カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 利用者が、正当な理由なく訪問入浴介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によってサービスの提供を受けようとしたときは、保険者に対して通知する。
- 3 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏

らすことがないよう、必要な措置を講じる。

- 4 サービス担当者会議などにおいて、利用者並びに家族に関する情報を開示することがある。
- 5 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 6 看護職員等には身分を証する書類を携行させ、初回利用時又は利用者及びその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
- 7 備品設備等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じる。
- 8 関係従業者、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはない。
- 9 利用者に対する訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに飛騨市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 10 利用者に対する訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 11 事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制等の重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 12 事業所の会計は、他の会計と明確に区別する。
- 13 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対する訪問入浴介護に関する記録を整備するとともに、完結の日からこれらの諸記録を5年間保存する。
- 14 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 1月19日から施行する。

この規程は、公布の日から施行し、平成18年 10月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。